持続化給付金に関するお知らせ

経済産業省では感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧として頂くため事業全般に広く使える給付金を支給します。

〇給付額　中小法人等２００万円　個人事業者等は１００万円

申請手順の概略

①下記持続化給付金ホームページへアクセスします

<https://jizokuka-kyufu.jp/>

②オレンジ色の申請ボタンを押してメールアドレスなどを入力（仮登録）します

　→入力したメールアドレスにメールが届きます

③入力したメールアドレスにメールが届いていることを確認し本登録します

　→ＩＤ・パスワードを入力すると本登録となり「マイページ」が作成されます

④マイページに必要書類を添付し申請します

※支給要件や必要書類等詳しくは下記持続化給付金事務局ホームページをご参照ください。

<https://jizokuka-kyufu.jp/>

**〇持続化給付金の申請は、本ホームページからの電子申請を基本となっています。電子申請の方法がわからない方、できない方に限定して申請サポート会場にて補助員が電子申請の入力サポートが行われます。**

申請サポート会場京都会場（順次増設される予定です）

〒600-8565

京都府 京都市 下京区 四条通室町東入函谷鉾町78

京都経済センター7F

申請サポート会場について詳しくは下記のホームページをご参照ください。

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/support/>

〇申請サポート会場にご訪問をされる方でご希望者の方には、事前に商工会で提出書類準備の確認支援をさせていただいております。ご希望の方は下記の資料をご持参ください。

**※商工会で代理申請はさせて頂いておりません。**

申請サポート会場にご訪問される方の持参書類確認支援をさせて頂きます。

スマートフォンをお持ちの方は商工会に必要書類とともにご持参頂きますとその場で電子申請の支援をさせて頂くことも可能です。ご希望の場合は商工会に事前連絡頂きご予約のうえご来会ください。その際には５．申請補助シートは不要です。

個人事業者等の方（下記１～５）

1．確定申告書類

　（青色申告の方）

確定申告書第一表（1枚）※収受日付印要　及び　所得税青色申告決算書（2枚）

　（白色申告の方）

確定申告書類　確定申告書第一表（1枚）※収受日付印要

2．2020年分の対象とする月（対象月）の売上台帳等

対象月の売上台帳等

3．通帳の写し

銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できるもの

4．本人確認書の写し

(1)運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書）

(2)個人番号カード（オモテ面のみ）

(3)写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）

(4)在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のもの

　に限る。） （両面）

※いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。

なお、（1）から（4）を保有していない場合は、（5）又は（6）で代替することができるものとします。

(5)住民票の写し及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方

(6)住民票の写し及び各種健康保険証の両方

５．申請補助シート（個人事業者等用）

中小法人等の方（下記１～４）

1．確定申告書類

確定申告書別表一（1枚）　及び　法人事業概況説明書（2枚）

※少なくとも、確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。

※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これに相当するものを提出してください。

2．2020年分の対象とする月（対象月）の売上台帳等

対象月の売上台帳等

3．通帳の写し

銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できるもの

４．申請補助シート（中小法人等用）